

# 国立大学法人群馬大学外来研究員取扱規程

	平成21. 7. 1	制定
改正	平成21. 9. 1	平成23. 4. 1
	平成25. 4. 1	平成26. 4. 1
	平成28. 4. 1	平成29. 5. 1
	平成29.12. 1	平成31. 4. 1
	令和 2. 4. 1	令和 3. 4. 1
	令和 5. 4. 1	

## (趣旨)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における研究活動に参画する学外の研究者（以下「外来研究員」という。）の受入れについては、他の法令等に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この規程において、「外来研究員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 協力研究員 本学において研究に協力する研究者
- (2) 特別研究員 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（外国人特別研究員を含む。）
- (3) 助成研究員 本学教職員の申請により助成団体等から給与、研究費等の助成を得られる者

2 この規程において「学部等」とは、共同教育学部（教育学研究科及び附属学校を含む。）、情報学部（社会情報学研究科を含む。）、医学部、医学系研究科、保健学研究科、理工学府（理工学部を含む。）、生体調節研究所、総合情報メディアセンター、医学部附属病院、大学教育・学生支援機構、研究・産学連携推進機構、重粒子線医学推進機構、未来先端研究機構、数理データ科学教育研究センター、食健康科学教育研究センター及びダイバーシティ推進センターをいう。

3 この規程において「学部長等」とは、前項に掲げる学部等の長をいう。

## (受入資格)

第3条 協力研究員として受け入れることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士又は博士の学位を有する者
- (2) 学部長等が前号に準ずる研究能力があると認め、特に受入れを適当と認めた者

2 特別研究員として受け入れることのできる者は、本学を研究従事機関とすることがあらかじめ承諾されている者で、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員としての採用が決定されているものとする。

3 助成研究員として受け入れることのできる者は、本学を研究従事機関とすることがあらかじめ承諾されている者で、助成団体等から給与、研究費等の助成を得られるものとする。

## (受入れの決定)

第4条 協力研究員の受入れの決定は、学部等において選考の学部長等が決定する。

2 学部長等は、協力研究員を受け入れたときは、別紙様式1により学長に報告するものとする。

(受入期間)

第5条 協力研究員の受入期間は、1年以内とし、受入れを許可された日の属する会計年度を超えることはできない。ただし、学部長等が必要と認めるときは、次年度以降受入れを更新することができるものとする。

2 前項ただし書きにより協力研究員の受入期間を更新したときは、第4条第2項を準用する。

(受入れの辞退)

第6条 協力研究員受入期間中に健康その他の理由により受入れを辞退する場合は、学部長等へ届け出るものとする。

2 学部長等は、協力研究員から受入辞退の届出があったときは、別紙様式2により学長に報告するものとする。

(受入れの取消し)

第7条 学長又は学部長等は、外来研究員が次の各号のいずれかに該当する場合には、受入れを中止し、又は受入れを取り消すことができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により当該研究に従事することができなくなった場合

(2) 本学の諸規則その他遵守事項に違反したと認められる場合

(3) その他研究に従事することが適当でないと認められる場合

(施設等の利用)

第8条 外来研究員が研究に従事するための必要な施設、設備等は、本学の教育・研究に支障のない範囲において使用させることができる。

(成果の公表)

第9条 外来研究員の本学における研究成果は、原則として公表するものとする。

2 外来研究員が本学での研究活動により得た研究成果を、新聞、書籍、学術雑誌等で発表する場合は、本学における研究であることを明記するとともに、当該論文等の写しを学長又は学部長等に提出するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第10条 外来研究員が行った発明等に係る知的所有権の帰属その他の取扱いは、国立大学法人群馬大学職務発明等規則に準ずるものとする。

(給与)

第11条 外来研究員は、無給とする。

(旅費)

第12条 協力研究員には、必要に応じ予算の範囲内で旅費を支給することができるものとする。

(損害賠償)

第13条 外来研究員は、故意又は重大な過失により、本学の施設、設備等を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(災害補償)

第 14 条 本学は、外来研究員の責に帰すべき事由による事故等の補償はしない。

(保険)

第 15 条 外来研究員は、自己の責任において賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとする。

(研究歴)

第 16 条 協力研究員の研究期間は、本学における学位取得のための研究歴に含まないものとする。

(規則等の遵守)

第 17 条 外来研究員は、本学の諸規則、関係法令、本学の指示等を遵守しなければならない。

(守秘義務)

第 18 条 外来研究員は、研究により知り得た情報について、すでに公表されたもの、公表することが認められたもの又は契約等において公表することが認められたものを除き、漏えいし、又は学部長等の承認を得ずに公表してはならない。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、外来研究員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門高度研究戦略室の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。